裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱

裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の基本的取扱いは、下記による。

記

この取扱要綱は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）の趣旨を踏まえ、裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱いの運用の基本を定めるものである。

第１　定義

１　この取扱要綱において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

⑴　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。２の⑵において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

⑵　個人識別符号が含まれるもの

２　この取扱要綱において「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、別に定めるものをいう。

⑴　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

⑵　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、

その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3　この取扱要綱において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして別に定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4　この取扱要綱において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5　この取扱要綱において「仮名加工情報」とは、次に掲げる個人情報の区分に応じてそれぞれ次に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

⑴　１の⑴に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

⑵　１の⑵に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

6　この取扱要綱において「匿名加工情報」とは、次に掲げる個人情報の区分に応じてそれぞれ次に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

⑴　１の⑴に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

⑵　１の⑵に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

7　この取扱要綱において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

8　この取扱要綱において「保有個人情報」とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているものをいう。ただし、司法行政文書（平成２７年７月１日から実施の「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」記第１に定める司法行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

9　この取扱要綱において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

⑴　一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

⑵　⑴に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

第２　裁判所における個人情報の取扱い

1　個人情報の保有の制限等

⑴　司法行政事務に関し、個人情報を保有するに当たっては、司法行政事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定するものとする。

⑵　⑴により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しないものとする。

⑶　利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

2　利用目的の明示

本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、個人情報保護法第６２条第１号から第４号までに規定する場合に相当する場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

3　不適正な利用の禁止

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しないものとする。

4　適正な取得

偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

5　正確性の確保

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めるものとする。

6　安全管理措置

⑴　保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

⑵　裁判所から個人情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合について、裁判所は、当該委託を受けた者に対し、⑴に定める措置を求めるものとする。

7　職員の義務

個人情報の取扱いに従事する職員又は従事していた職員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

8　利用及び提供の制限

⑴　裁判所は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供しないものとする。

⑵　⑴にかかわらず、裁判所は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

ア　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ　裁判所が裁判事務又は司法行政事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

ウ　国の機関、独立行政法人等（個人情報保護法第２条第９項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（個人情報保護法第２条第１０項に規定する地方独立行政法人をいう。）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

エ　アからウまでに掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

⑶　個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための裁判所の内部における利用を特定の部署に限るものとする。

９　保有個人情報の提供を受ける者に対する措置の求め

利用目的のために又は８の⑵のウ若しくはエにより、保有個人情報を提供す

る場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

１０　外国にある第三者への提供の制限

⑴　外国（個人情報保護法第７１条第１項に規定する外国をいう。以下⑴及び⑶において同じ。）にある第三者（同項に規定する第三者をいう。以下⑴において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び８の⑵のエに掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得るものとする。

⑵　⑴により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護法第７１条第２項に規定する情報に相当する情報を当該本人に提供するものとする。

⑶　保有個人情報を外国にある第三者（個人情報保護法第７１条第１項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び８の⑵のエに掲げる場合を除くほか、同条第３項に規定する必要な措置に相当する措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に相当する措置に関する情報を当該本人に提供するものとする。

１１　個人関連情報の提供を受ける者に対する措置の求め

第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

１２　仮名加工情報の取扱いに係る義務

⑴　裁判所は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供しないものとする。

⑵　裁判所は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

⑶　仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（個人情報保護法第７３条第３項に規定するものをいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合しないものとする。

⑷　仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（個人情報保護法第７３条第４項に規定するものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しないものとする。

⑸　裁判所から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について、裁判所は、当該委託を受けた者に対し、⑴から⑷までの定めによる措置等を求めるものとする。

１３　匿名加工情報の取扱いに係る義務

⑴　匿名加工情報を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、適宜の方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。

⑵　匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは個人情報保護法第４３条第１項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合しないものとする。

⑶　匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護法第１２１条第３項に規定する基準に相当する基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

⑷　裁判所から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について、裁判所は、当該委託を受けた者に対し、⑵及び⑶の定めによる措置等を求めるものとする。

第３　個人情報ファイル簿の作成及び公表

１　裁判所が保有している個人情報ファイルについては、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した帳簿（３において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表するものとする。

⑴　個人情報ファイルの名称

⑵　当該裁判所の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

⑶　個人情報ファイルの利用目的

⑷　個人情報ファイルに記録される項目（以下第３において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。２の⑺において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（２の⑻において「記録範囲」という。）

⑸　個人情報ファイルに記録される個人情報（以下第３において「記録情報」という。）の収集方法

⑹　記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

⑺　記録情報を当該裁判所以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

⑻　第４の１、第５の１又は第６の１の申出を受け付ける裁判所の名称及び所在地

⑼　その他別に定める事項

２　１による作成及び公表は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

⑴　国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

⑵　裁判所の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（裁判所が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

⑶　専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

⑷　１年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

⑸　資料その他の物品若しくは金銭の送付又は職務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

⑹　職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

⑺　本人の数が別に定める数に満たない個人情報ファイル

⑻　１による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

⑼　⑵から⑻までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして別に定める個人情報ファイル

３　１にかかわらず、裁判所は、記録項目の一部若しくは１の⑸若しくは⑺に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第４　開示

１　保有個人情報の開示

裁判所は、本人又はその代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下同じ。）から当該本人に関する保有個人情報の開示の申出があった場合は、当該本人又はその代理人に対し当該保有個人情報を開示するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

⑴　法令に別段の定めがあるとき。

⑵　開示の申出があった保有個人情報が、個人情報保護法第７８条に規定する不開示情報に相当するもの（裁判事務の性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含む。以下「不開示情報」という。）であるとき。

２　部分開示

⑴　開示の申出があった保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、当該不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

⑵　開示の申出があった保有個人情報に個人情報保護法第７８条第２号の情報に相当するもの（開示の申出があった保有個人情報の本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示の申出があった保有個人情報の本人以外の特定の個人を識別することができること

となるものを含む。）に限る。）が含まれている場合において、同号の情報に相当するもののうち、氏名、生年月日その他の開示の申出があった保有個人情報の本人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示の申出があった保有個人情報の本人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に相当するものには含まれないものとみなして、⑴に定めるところによる。

3　裁量的開示

開示の申出があった保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の開示を申し出た者（以下「開示申出人」という。）に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

4　保有個人情報の存否に関する情報

開示の申出があった保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示しないことができる。

5　開示の申出の手続等

⑴　保有個人情報の開示の申出をする者に対しては、その氏名及び連絡先並びに開示を申し出る保有個人情報が記録されている司法行政文書の名称等保有個人情報を特定するに足りる事項を記載した書面の提出を求める。

⑵　⑴の場合において、開示の申出をする者に対しては、別に定めるところにより、開示を申し出る保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す書類の提示又は提出を求める。

⑶　保有個人情報の開示の申出をしようとする者が保有個人情報の特定のための情報の提供を求めてきた場合は、参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

6　開示の申出に対する対応

⑴　開示の申出があった保有個人情報の全部又は一部を開示する場合には、開示申出人に対し、その旨を開示する保有個人情報の利用目的並びに開示の日時、場所及び方法とともに書面で通知する。ただし、個人情報保護法第６２条第２号又は第３号に相当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

⑵　開示の申出があった保有個人情報の全部を開示しない場合には、開示申出人に対し、その旨を書面で通知する。当該書面には、開示しない理由を簡潔に付記するものとする。

⑶　⑴又は⑵の通知は、開示の申出があった日から原則として３０日以内に行うものとする。

⑷　裁判所の事務を混乱又は停滞させることを目的とする申出等、保有個人情報の開示の申出が開示の本来の目的を著しく逸脱する申出と認められる場合には、開示しないことができる。

7　第三者に対する意見聴取

⑴　開示の申出があった保有個人情報に裁判所及び開示申出人（本人に限る。）以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合において、当該情報が不開示情報に該当するか否か疑義があるときは、当該第三者に対し、開示についての意見を求めるものとする。

⑵　⑴により意見を求められた第三者から当該保有個人情報の開示に反対する意見が提出されたにもかかわらず、これを開示するときは、開示申出人に対し開示する旨の通知を発した日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置くものとし、開示する旨の通知を発した後直ちに、当該意見を提出した第三者に対し、開示することとした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面で通知するものとする。

8　開示の実施

⑴　保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは、これの閲覧をさせ、又は写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせることにより、電磁的記録に記録されているときは、当該電磁的記録を裁判所が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により用紙に出力したものの閲覧をさせ、若しくは写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせ、又は裁判所が保有する専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴をさせることにより、これを行う。ただし、文書又は図画の閲覧及び謄写の方法による場合において、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行う。

⑵　開示の申出があった保有個人情報の開示より別の保有個人情報を提供する方が開示申出人の目的に沿うと認められる場合は、当該情報をもって開示の対象とすることができる。

⑶　開示の実施は、保有個人情報を開示する旨の通知を発した日から原則として３０日以内に行うものとする。ただし、開示の準備により事務に支障を生じるおそれがあると認めるとき、又は７の⑵により開示申出人に対し開示する旨の通知を発した日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置いた場合は、この限りでない。

第５　訂正

１　保有個人情報の訂正

⑴　裁判所は、第４により開示された保有個人情報について、当該保有個人情報の本人又はその代理人から、当該保有個人情報の内容が事実でないとして訂正の申出があり、当該申出に理由があると認めるときは、当該申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該申出に係る保有個人情報を訂正するものとする。

⑵　⑴の申出は、保有個人情報の開示を受けた日から３か月以内に行わなければならないものとする。

２　訂正の申出の手続等

⑴　保有個人情報の訂正の申出をする者に対しては、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求める。

ア　訂正の申出をする者の氏名及び連絡先

イ　訂正を申し出る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

ウ　訂正の申出の趣旨及び理由

⑵　⑴の場合において、訂正の申出をする者に対しては、別に定めるところにより、訂正を申し出る保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す書類の提示又は提出を求める。

３　訂正の申出に対する対応

⑴　訂正の申出があった保有個人情報の全部を訂正する場合には、保有個人情報の訂正を申し出た者（⑵において「訂正申出人」という。）に対し、その旨を適宜の方法で通知する。

⑵　訂正の申出があった保有個人情報の全部又は一部を訂正しない場合には、訂正申出人に対し、その旨を書面で通知する。当該書面には、訂正しない理由を簡潔に付記するものとする。

⑶　⑴又は⑵の通知は、訂正の申出があった日から原則として３０日以内に行うものとする。

⑷　裁判所の事務を混乱又は停滞させることを目的とする申出等、保有個人情報の訂正の申出が訂正の本来の目的を著しく逸脱する申出と認められる場合には、訂正しないことができる。

４　保有個人情報の提供先への通知

裁判所は、１により保有個人情報を訂正した場合において、必要があると認

めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面で通知するものとする。

第６　利用停止

１　保有個人情報の利用の停止等

⑴　裁判所は、第４により開示された保有個人情報について、当該保有個人情報の本人又はその代理人から、次のいずれかに該当することを理由に当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の申出があり、当該申出に理由があると認めるときは、当該裁判所における個人情報の適正な取扱いを確保するのに必要な限度で、当該申出に係る保有個人情報（以下⑴において「保有個人情報」という。）について、次に定める措置を執るものとする。ただし、保有個人情報の利用停止により、保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

ア　第２の１の⑵に違反して保有されているとき、同３に違反して取り扱われているとき、同４に違反して取得されたものであるとき、又は同８の⑴及び⑵に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去

イ　第２の８の⑴及び⑵又は同１０の⑴に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止

⑵　⑴の申出は、保有個人情報の開示を受けた日から３か月以内に行わなければならないものとする。

２　利用停止の申出の手続等

⑴　保有個人情報の利用停止の申出をする者に対しては、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求める。

ア　利用停止の申出をする者の氏名及び連絡先

イ　利用停止を申し出る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人

情報を特定するに足りる事項

ウ　利用停止の申出の趣旨及び理由

⑵　⑴の場合において、利用停止の申出をする者に対しては、別に定めるところにより、利用停止を申し出る保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す書類の提示又は提出を求める。

3　利用停止の申出に対する対応

⑴　利用停止の申出があった保有個人情報の全部の利用停止をする場合には、保有個人情報の利用停止を申し出た者（⑵において「利用停止申出人」という。）に対し、その旨を適宜の方法で通知する。

⑵　利用停止の申出があった保有個人情報の全部又は一部の利用停止をしない場合には、利用停止申出人に対し、その旨を書面で通知する。当該書面には、利用停止をしない理由を簡潔に付記するものとする。

⑶　⑴又は⑵の通知は、利用停止の申出があった日から原則として３０日以内に行うものとする。

⑷　裁判所の事務を混乱又は停滞させることを目的とする申出等、保有個人情報の利用停止の申出が利用停止の本来の目的を著しく逸脱する申出と認められる場合には、利用停止しないことができる。

第７　開示、訂正及び利用停止の担当部署

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る受付その他の実施に関する事務は、最高裁判所においては秘書課が、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所においては総務課が、簡易裁判所においてはその所在地を管轄する地方裁判所の総務課が行う。

第８　苦情の申出がされた場合

１　最高裁判所に次のいずれかに該当する苦情の申出がされたときは、最高裁判所は、保有個人情報の開示、訂正又は利用停止（以下「開示等」という。）の申出を受けた裁判所がした判断（以下「原判断」という。）の当否について判

断する。

⑴　開示等の申出を受けた裁判所がした保有個人情報の全部又は一部を開示等をしない判断に対する開示等を申し出た者（以下「開示等申出人」）からの苦情の申出

⑵　開示の申出を受けた裁判所がした保有個人情報の全部又は一部の開示の判断に対する第三者（当該保有個人情報の中に情報が含まれている者に限る。）からの苦情の申出

2⑴　１の⑴及び⑵の苦情の申出は、開示等申出人に対し原判断の通知を発した日から３か月以内に行わなければならないものとする。ただし、原判断の通知が到達しなかったことが明らかな場合、その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

⑵　⑴のただし書の場合における１の⑴及び⑵の苦情の申出は、開示等申出人に対し原判断の通知を発した日から１年以内に行わなければならないものとする。

3　開示の実施前に１の⑵の苦情の申出がされたときは、開示の申出を受けた裁判所は、最高裁判所が原判断の当否について判断するまでの間、開示を実施しないものとし、その旨を開示申出人及び当該第三者に通知する。

4⑴　最高裁判所は、１の⑴及び⑵の苦情の申出がされたときは、情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「委員会」という。）に諮問する。

⑵　⑴による諮問は、当該苦情の申出がされた日から原則として３０日以内に行うものとする。

5　最高裁判所は、１の⑴の苦情の申出がされた場合において、当該苦情の申出に係る保有個人情報について全部を開示等をすることが相当であると判断したときは、４にかかわらず、委員会に諮問することを要しない。ただし、第４の７の⑴により意見を求められた第三者から当該保有個人情報の開示に反対する意見が提出されているときを除く。

６　４により委員会に諮問したときは、最高裁判所は、その旨を次に掲げる者に対し通知する。

⑴　１の⑴又は⑵の苦情の申出をした者（以下「苦情申出人」という。）

⑵　開示等申出人（開示等申出人が苦情申出人である場合を除く。）

⑶　第４の７の⑴により意見を求められ、開示の申出があった保有個人情報の開示に反対する意見を提出した第三者（当該第三者が苦情申出人である場合を除く。）

７⑴　最高裁判所は、１の⑴及び⑵の苦情の申出がされたときは、下級裁判所に対し、当該下級裁判所がした原判断の当否について判断するために必要な資料等（委員会から提示又は提出を求められた資料等を含む。）の提出を求めることができる。

⑵　最高裁判所は、１の⑴及び⑵の苦情の申出がされたときは、第三者に対し、第４の７の⑴により意見を求めることができる。

８　最高裁判所は、委員会から４による諮問に対する答申を受けたときは、当該答申を尊重して１の判断を行う。

９　１の⑴の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当であると判断したときは、最高裁判所は、その旨を６の⑴及び⑶に掲げる者に対し通知する。

１０　１の⑴の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当でないと判断したときは、各裁判所は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める対応を行う。

⑴　開示等の申出を受けた裁判所が最高裁判所である場合　最高裁判所は、原判断を是正する旨を６の⑴及び⑶に掲げる者並びに７の⑵により意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に対し通知した上で、開示等申出人に対し、第４の６の⑴若しくは⑵、第５の３の⑴若しくは⑵、又は第６の３の⑴若しくは⑵の通知を行うとともに、苦情の申出に係る保有個人情報のうち、開示等をすることが相当であると判断した部分の開

示等をするものとする。

⑵　開示等の申出を受けた裁判所が下級裁判所である場合　次に掲げる対応

ア　最高裁判所は、当該下級裁判所に対し、是正の指示を行うとともに、その旨を６の⑴及び⑶に掲げる者並びに７の⑵により意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に対し通知する。

イ　当該下級裁判所は、アの是正の指示に従い、開示等申出人に対し、第４の６の⑴若しくは⑵、第５の３の⑴若しくは⑵、又は第６の３の⑴若しくは⑵の通知を行うとともに、苦情の申出に係る保有個人情報のうち、開示等をすることが相当であると判断した部分の開示等をするものとする。

１１　１の⑵の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当であると判断したときは、最高裁判所は、その旨を６の⑴、⑵及び⑶に掲げる者並びに７の⑵により意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に対し通知した上で、各裁判所は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める対応を行う。

⑴　開示の申出を受けた裁判所が最高裁判所である場合　最高裁判所は、開示申出人に対し、原判断のとおり開示するものとする。ただし、開示の実施後の苦情の申出である場合は、この限りでない。

⑵　開示の申出を受けた裁判所が下級裁判所である場合　最高裁判所は、当該下級裁判所に対して原判断のとおり開示するよう指示し、当該下級裁判所は、開示申出人に対し、原判断のとおり開示するものとする。ただし、開示の実施後の苦情の申出である場合は、この限りでない。

１２　１の⑵の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当でないと判断したときは、各裁判所は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める対応を行う。

⑴　開示の申出を受けた裁判所が最高裁判所である場合　最高裁判所は、原判断を是正する旨を６の⑴、⑵及び⑶に掲げる者並びに７の⑵により意見を求

められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に通知した上で、開示申出人に対し、第４の６の⑴又は⑵の通知を行う。原判断の一部が相当でないと判断した場合において、開示が実施されていない部分が存在するときは、開示申出人に対して当該部分を開示するものとする。

⑵　開示の申出を受けた裁判所が下級裁判所である場合　次に掲げる対応

ア　最高裁判所は、当該下級裁判所に対し、是正の指示を行うとともに、その旨を６の⑴、⑵及び⑶に掲げる者並びに７の⑵により意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に対し通知する。

イ　当該下級裁判所は、アの是正の指示に従い、開示申出人に対し、第４の６の⑴又は⑵の通知を行う。原判断の一部が相当でないと判断した場合において、開示が実施されていない部分が存在するときは、開示申出人に対して当該部分を開示するものとする。

１３　９から１２までの対応は、委員会から答申を受けた日から原則として３０日以内に行うものとする。

１４　裁判所の事務を混乱又は停滞させることを目的とする申出等、その苦情の申出が開示等の本来の目的を著しく逸脱する申出と認められる場合には、その申出に対応しないことができる。

１５　苦情の申出に係る受付その他の実施に関する事務は、開示等の申出を受けた裁判所の別にかかわらず、最高裁判所事務総局秘書課が行う。

第９　特定個人情報

１　特定個人情報の取扱い

特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、番号法の規定を遵守するほか、２に定めるところによる。

２　特定個人情報に関する特例

裁判所が司法行政事務に関して保有し、又は保有しようとする特定個人情報に関しては、第２の８の⑵のイからエまでの定めは適用しないものとし、その他の定めの適用については、次の表の左欄に掲げる定め中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる定め	読み替えられる字句	読み替える字句
第２の８の⑴	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供しない	自ら利用しない
第２の８の⑵	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第２の８の⑵のア	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第６の１の⑴のア	又は同８の⑴及び⑵に違反して利用されているとき	第９の２の定めにより読み替えて適用する第２の８の⑴及び⑵（アに係る部分に限る。）の定めに違反して利用されているとき、番号法第２０条の規定に違反して収集され、若し

		くは保管されているとき、又は番号法第２９条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第６の１の⑴のイ	第２の８の⑴及び⑵又は同１０の⑴	番号法第１９条の規定

第１０　適用除外等

１　刑事事件等に関する情報の適用除外

第４から第８までの開示、訂正、利用停止等は、個人情報保護法第１２２条第１項に規定する情報に相当するものについては、適用しないものとする。

２　未整理の情報の取扱い

保有個人情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）第５条に規定する不開示情報に相当する情報を専ら記録する司法行政文書に記録されているものに限る。）のうち、分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第４から第８までの開示、訂正、利用停止等の適用については、裁判所に保有されていないものとして取り扱う。

付　記

この取扱要綱は、平成２７年７月１日から実施する。

付　記

この改正は、平成２８年１月１日から実施する。

付　記

この改正は、平成２９年５月３０日から実施する。

付　記

１　この改正は、令和４年４月５日から実施する。

２　この改正の実施日前にこの改正による改正前の平成２７年７月１日から実施の「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」（以下「旧取扱要綱」という。）記第４の１、第５の１及び第６の１の定めによる申出がされた場合における旧取扱要綱に定める保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

３　この改正の実施日前に裁判所に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意がこの改正による改正後の平成２７年７月１日から実施の「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」（以下「新取扱要綱」という。）記第２の１０の⑴の定めによる保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、この改正の実施日において同⑴の同意があったものとみなす。

４　新取扱要綱記第２の１０の⑵の定めは、この改正の実施日以後に同⑴の定めにより本人の同意を得る場合について適用する。

５　新取扱要綱記第２の１０の⑶の定めは、裁判所がこの改正の実施日以後に保有個人情報を同⑶に定める外国にある第三者に提供した場合について適用する。